

後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概 要

高齢者医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設された。

茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、財政運営の広域化及び安定化を図る。市は給付申請や窓口業務、保険料の徴収などを行う。

2. 歳入の状況 (単位:千円、%)

款	項	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	増減額	増減率
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	633,091	80.1	569,039	78.6	64,052	11.3
2. 使用料及び手数料	手数料	1	0.0	6	0.0	△5	△83.3
3. 繰入金	他会計繰入金	154,508	19.6	152,919	21.1	1,589	1.0
4. 繰越金	繰越金	1,811	0.2	1,193	0.2	618	51.8
5. 諸収入		384	0.1	557	0.1	△173	△31.1
	延滞金、加算金及び過料償還金及び還付加算金	189	0.0	327	0.1	△138	△42.2
		195	0.1	230	0.0	△35	△15.2
6. 国庫支出金	国庫補助金	198	0.0	0	0.0	198	皆増
歳入合計		789,993	100.0	723,714	100.0	66,279	9.2

3. 歳出の状況 (単位:千円、%)

款	項	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	増減額	増減率
1. 総務費		7,622	1.0	6,612	0.9	1,010	15.3
	総務管理費	3,800	0.5	3,269	0.4	531	16.2
	徴収費	3,822	0.5	3,343	0.5	479	14.3
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	781,171	99.0	715,080	99.1	66,091	9.2
3. 諸支出金	償還金及び還付加算金	195	0.0	211	0.0	△16	△7.6
歳出合計		788,988	100.0	721,903	100.0	67,085	9.3

4. 収支の状況 (単位:千円)

区 分	金 額
1. 歳入総額	789,993
2. 歳出総額	788,988
3. 歳入歳出差引額	1,005
4. 実質収支額	1,005

5. 収納状況 (単位:円、%)

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	365,323,500	365,488,400	0	△164,900	100.0
普通徴収保険料	278,138,300	267,603,000	1,871,300	8,664,000	96.2
合 計	643,461,800	633,091,400	1,871,300	8,499,100	98.4

※特別徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額164,900円を含む。

※普通徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額1,400円を含む。

○保険料徴収事務に要する経費（01020101） 3,821,660 円（3,343,098 円） 決算書 P418

[総務部 総務課 所管 2,188,450 円含む]

〈その他：1,300 円 一財：3,820,360 円〉

＊特定財源積算根拠

・手数料：督促手数料 1,300 円

(目的)

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

(効果)

保険料徴収の適正化に努めた。

○保険料納付に要する経費（02010101） 781,170,864 円（715,079,661 円） 決算書 P420

〈その他：781,018,544 円 一財：152,320 円〉

＊特定財源積算根拠

・保険料：保険料 633,091,400 円

・繰入金：保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） 147,738,644 円

・諸収入：被保険者延滞金 188,500 円

(目的)

後期高齢者医療制度の財源(保険料)を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、高齢者福祉の増進を図ることができる。

(内容)

保険料納付金 633,227,800 円

保険基盤安定納付金 147,738,664 円

延滞金納付金 204,400 円

(効果)

構成市町村として、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営に寄与している。

賦課内容

	均等割額	所得割率	限度額
6 年度	47,500 円	9.00%（賦課のもととなる金額 58 万以下）	730,000 円 （下記以外の方）
		9.66%（賦課のもととなる金額 58 万超）	800,000 円 （R6 年度中に 75 歳になる方）
7 年度	47,500 円	9.66%	800,000 円

※（前年の総所得金額等－基礎控除額）×9.66%